

共同企業体を契約の相手方とする場合の取り扱いについて

平成5年3月31日

調 達 課 長

このことについて、より一層の適正化を図るため、下記のとおり取り扱うこととする。

記

(入札書、見積書、契約書等の表示)

- 1 入札書、見積書は、浜松市建設工事執行規則第7条の規定によるものとし、入札書、見積書並びに浜松市契約規則第24条による契約書の表示は次のとおりとする。

(1) 入札書、見積書の表示

	共同企業体
代表者	所在地
	建設株式会社
	代表取締役

(2) 契約書の表示

	共同企業体
代表者	所在地
	建設株式会社
	代表取締役

その他の	所在地
構成員	建設株式会社
	代表取締役

(契約書中に特記すべき事項)

- 2 契約書には、浜松市契約規則第24条に規定する事項のほか、次の事項を特記しなければならない。

建設株式会社外 社は、別紙 共同企業体協定書により頭書の工事を共同連帯して請負う。

発注者は、工事の監督、請負代金の支払い等の契約に基づく行為については、すべて代表者 建設株式会社を相手方とし、代表者へ通知した事項は、他の構成員にも通知したものとみなす。

(仮契約書の表示等)

- 3 仮契約書における相手方の表示及び仮契約書中に特記すべき事項は、前記1及び2と

同様とする。

(協定書の提出義務)

- 4 経常建設共同企業体を指名したときは、すみやかに当該共同企業体の協定書第 8 条に基づく協定書の写しを提出させることとする。

付 記

この取り扱いは、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。